

議案第179号

川崎市休日急患診療所条例及び川崎市多摩休日夜間急患診療所条例を廃止する条例の制定について

川崎市休日急患診療所条例及び川崎市多摩休日夜間急患診療所条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市休日急患診療所条例及び川崎市多摩休日夜間急患診療所条例を廃止する条例

川崎市休日急患診療所条例（昭和51年川崎市条例第34号）及び川崎市多摩休日夜間急患診療所条例（平成6年川崎市条例第34号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市休日急患診療所条例及び川崎市多摩休日夜間急患診療所条例を廃止するため、この条例を制定するものである。